

自社または親会社の株式を対象とした株式公開買付に係る株式譲渡損益および譲渡所得課税の繰延措置に関する要望

自社または親会社の株式を対象とした株式公開買付（自社株対価 TOB）は、金庫株の処分や対象会社の部分買収（上場維持）において有用な手法となりつつあるが、株式譲渡益および譲渡所得に対して課税がなされることから、株主が株式交換に応じにくいのが現状である。

経理委員会では、制度利用の円滑化のため、欧米の主要国と同様に、自社株対価 TOB に係る株式譲渡損益および譲渡所得の課税繰延措置を導入することを求める要望を取り纏め、平成 23 年 9 月 28 日、経済産業省に提出した。

---

2011 年 9 月 28 日

経済産業省 御中

社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

自社または親会社の株式を対象とした株式公開買付に係る株式譲渡損益  
および譲渡所得課税の繰延措置に関する要望

自社または親会社の株式を対象とした株式公開買付（自社株対価 TOB）については、2011 年 7 月の産業活力再生特別措置法の改正により、会社法上の阻害要因に対する手当てがなされた。これにより、同制度は、金庫株の処分や対象会社の部分買収（上場維持）において有用な手法となりつつある。

一方、わが国では、TOB 対象会社の株主に対して株式譲渡益および譲渡所得への課税がなされることから、株主が株式交換に応じにくく、円滑な制度利用が妨げられている。

こうした課税への繰延措置を導入することにより、例えば持分法適用会社から連

結対象会社（子会社）への TOB といった組織再編などにおいて、自社株を活用するといった選択肢が広がる。また、投資先法人が自社株対価 TOB の対象となった場合にも、株式の交換に応じやすくなる。

さらに、欧米の主要国においては、すでに株対価株式取得における株式譲渡損益および所得課税の繰延措置がとられており、わが国企業の国際競争力を強化するためにも、税制上の対応を行うことが求められる。

以上の観点から、自社株対価 TOB に係る株式譲渡損益及び譲渡所得課税の繰延措置を要望する。

以 上